



Title	従属節からの談話標識化 : speaking of whichと granted
Author(s)	早瀬, 尚子
Citation	言語文化共同研究プロジェクト. 2017, 2016, p. 11-20
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/62067">https://doi.org/10.18910/62067</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# 従属節からの談話標識化：speaking of which と granted

早瀬 尚子

## 1. はじめに

英語には従属節タイプの表現が次第にその機能を変化させて談話標識的な役割を果たすものがある。特に分詞節に関しては、分詞構文、特に主語が主節主語と不一致である懸垂分詞構文からのものにその傾向が見られる。

- (1) a. **Granted** that he is clever, he is not so responsible.  
b. **Granted**, he is a teacher.
- (2) a. **Speaking of** yesterday's election, it is a shame that...  
b. **Speaking of {which/that}**, it is a shame.

本発表では特に分詞由来の表現に焦点を当て、その談話標識表現の成立プロセスについて考察を加えたい。特に、具体的な construct に相当する表現が新たな意味を持つこと、そのプロセスに類似した点がみられることに着目し、同じ懸垂分詞から出発した Traugott and Trousdale (2013)の「構文化」の一例として捉え直す可能性を示唆する。

## 2. 分析

本節では懸垂分詞由来の談話標識化現象を複数連続して検討する。特に前半では現在分詞由来の、後半では過去分詞由来の懸垂分詞を取り上げ、その意味が少しずつ変化していく様子を確認する。

### 2.1. Speaking of which の場合

Speaking を用いた懸垂分詞は、speaking of X (～について話をすると) という話題導入の表現として頻度高く使われている。

- (3) **Speaking of the future of books**, there's news today that Google plans to start selling books. (COCA)

このうち、X のスロットに関係代名詞 which を用いた speaking of which という具体的表現が 20 世紀後半頃から出現しており、次第にその意味を変化させて新たな談話標識として機能するようになっている。

まずは(3)の speaking of 表現に相当する事例を見よう。

- (4) a. "Maybe it's not my voice. Maybe it's my mother's."  
"Speaking of which, I saw her yesterday at Oak Haven."

(4a)では which の指し示す先行詞が具体的に存在しており (my mother)、それを受けて後の発言ではその先行詞を新しい話題として導入し、話を続けている。これは speaking of X の使用例であり、X の部分に your mother を代入して明示した場合と同じと考えられる。

しかし次の事例では、先行詞に相当する要素が特に存在しない。

b. Reva: (...) I mean, I know it's the kid that's on trial, but Mr. Spaulding really seems to be the one that they're going after.

Grace: Don't you worry about Mr. Spaulding. Oh, **speaking of which**, I have to get back. It was nice talking to you. (SOAP)

(4b)では **which** の指示するものは見当たらない。それと相関して、後に展開する話題は **which** の先行詞と何ら関係がないものになっている。この無関係さは、**speaking of which** で新しい話題を導入するというよりも、むしろ話を終わらせようとしていることから明らかである。ここから、**speaking of which** の言語構造は、**speaking of X** の一例としての [speaking of [which]] という構造ではなく、むしろ [speaking of which] 全体で一つのチャンクとして機能すると考えられる。この構造的変化に呼応して、意味も「**which** について語る」から、「ところで」「さて」とそれまでの話題を終わらせる機能を持つようになり、ここに新しい意味と形式のペアである構文としての **speaking of which** が誕生する。

興味深い現象として、**speaking of which** がチャンクとして新たな構文的地位を獲得すると、全体として一種の副詞として機能することになる。それに伴い観察される結果として、文中での位置が自由になることが挙げられる。

(5) a. TRAVIS: (...) General Zinni, nice to have you on the program. ZINNI: Thank you, Tavis, appreciate it. TRAVIS: Glad to have you here. Up next on this program, a unique look at Afghanistan, **speaking of which**. Stay with us. (2006: COCA)

b. Oh, **speaking of which**. We look forward to each year's new Christmas albums about the way we look forward to the new cat books. (1994: COCA)

c. BEN: Uh, actually it was just a false alarm. JENNIFER: Oh, I mean, I'm sure when you're involved in transplant surgery you must get emergency calls all day long. (Cell-phone-ringing) BEN: **Speaking of which**. JENNIFER: And there you go. (Both-laugh) BEN: I don't know. Should I ignore it? (2011: SOAP)

(5)ではすべて **speaking of which** が単独で用いられており、もはや懸垂分詞節としての位置づけからは完全に脱している。そのため (5a)のように文末だったり(5b)のように次の文に先駆けた位置に独立表現として生起したり、(5c)のようにそれ単独で発言が終わってしまったり、という、生起位置に制限を受けない使用例が見られる。これは **speaking of which** が構文化したがゆえに生じる現象であり、構文化後の構文変化と位置づけられる。

更に形式が変化している例として、**which** が省略された **speaking of** という表現も見つけられる。**Which** が持つ、先行詞を指示する代名詞としての役割自体が希薄になったことを考えると、表現そのものが脱落しても不思議ではない。

(6) MOZZIE: Our days here are numbered. Providing we find a way to start selling off the art without altering the feds. NEAL: Yeah, **speaking of**  $\phi$ ,

Peter and Diana are up to something. MOZZIE: Feds? Up to something? Quelle surprise. (山内 2015 : 太字は筆者) (「あと少しでここからいなくなる。FBIに気付かれずにお宝を売る方法を見つけたらな。」「ああ。そういえば、ピーターとダイアナは何か企んでるよ」)

(7) a. Bones came over, touching my face. "I heal instantly, luv. You don't."

Even though I knew what he said was true, I couldn't help but feel his back to reassure myself that his skin was smooth, no more shredded flesh from the bullets.

"**Speaking of**, there are dozens of injured people here you need to heal. You can get to my scratch later." (「僕はすぐ治るよ。」確かに彼の言うことが本当だとわかってはいたけれど、私は彼の背中に触れて肌が滑らかで弾丸でズタズタにされた肉体ではないことを確かめずにはおれなかった。「それはそうと、ここには君が治療しなければならない負傷者がたくさんいるんだ。私の傷は後回しでいいよ」)

b. "I've ordered an Italian white wine. Crisp, light, and not too fruity, according to the waiter who was. Fruity, that is. **Speaking of**, here he comes." Gillian sat down across from her. (COCA 2001) (「私イタリアの白ワインを頼んだの。すっきりと軽くて、フルーティすぎない、とウェイターは言ったけど、そのウェイター、なよなよして変わってる (Fruity) のよ。とか言っていたら、そのウェイターが来たわ。」ジリアンは彼女の向かいに座った。)

以上の変化は、以下のようにまとめられる。

	表現形式	ホストクラス拡張	統語拡張	意味拡張
前構文変化	<b>Speaking of [X]</b>	X を話題にする文が後続	文頭	話題
↓	<b>Speaking of [which/that]</b>			
構文化	<b>[Speaking of which/that],</b>	話題が X に限られない文も後続	文頭文尾 単独	談話上の 話題転換
↓	<b>Speaking of <math>\phi</math>,</b>			
後構文変化				

speaking of whichのwhichが前述の名詞を受けつつ更にそれを話題とする内容が後続するケースから出発し、次第にそのような明確な先行詞がなく、後続内容も先行文脈とは関係のないものへと転換されるケースへ、さらにはspeaking ofだけで用いられるケースへの変遷が見られる。この変化は構造にも反映されていて、speaking of [which]から[speaking of which]全体への副詞的なチャンクを構成することとなり、それに伴って文頭のみならず文尾でもそれ単独でも用いられるようになる、という生起位置の変化も観察された。

## 2.2. Granted の場合

懸垂分詞節は過去分詞からも作られる。その一例として granted という表現が挙げられ

る (川端 2010; 早瀬 2015)。この表現は元々動詞 **grant** の目的語を受ける形の絶対分詞構文として使われていたが、次第に目的語名詞から **that** 補文に取って代われ、そこから **granted** 自体が接続表現的な役割を果たすようになる。本節ではこの **granted** の歴史的な変化について概観し、それが次第に談話標識へと変わっていく様子を報告する。

**Granted** の初期のデータには、主語が不一致のために **(be) granted** の主語を明示化した絶対分詞構文としての使用が見られる (8)。

- (8) a. **His request being granted**, he alighted from his steed: (1829) (要求が認められたので馬から降りた)
- b. **This being granted**, all that stands in a necessary relation to it may with propriety be used in defense of any particular question relative to the general subject. (1833) (これが認められたら、一般的话题に関連する問題を擁護するために、これと必然的關係にあるあらゆる方法が用いられるだろう。)

次にこの主語に通常の名詞句に加えて **that** 節が現れる事例が台頭してくる。仮主語を設定した絶対分詞構文 (**It being**) **granted that...** の省略形 (**It being** が省略される形) となるが、形式的に見ても **granted** は従属接続詞的な働きをするようになる。

- (9) a. **Granted that** the act of a cruiser in visiting the wrong vessel, like that of the sheriff in arresting the wrong person, is a tort, must there be no cruisers to break up the slave trade, and no sheriffs to arrest persons by due process? (1858) (巡洋艦が間違った船を訪れることが、保安官の誤認逮捕と同じく不法行為なら、奴隷貿易を解散させる巡洋艦も、逮捕をする保安官もいないはずでは?)
- b. **But, granted that** many of the things pictured in these articles are costly, the reader is begged to notice that it is not their costliness that is brought to the fore by the writer, but the beauty of the design, or the utility of the things themselves. (1876) (この記事の写真に映る多くは高価だが、読者に注目してほしいのは、筆者が強調したいことは高価さではなく、デザインの美しさやそのものの実用性だということだ)

また、普通名詞から **that** 節へと生起する形式が変わることで、意味関係にも変化が見られる。(8)のような目的語名詞との共起例ではもっぱら因果関係・仮定関係を表していたものが、(9)の **that** 補文との共起が起こると、さらに譲歩関係も表すようになる。(9a)は仮定だが、(9b)は譲歩の解釈となる。

この譲歩関係が可能になることと相関する現象として、**granted** 節の内容が **irrealis** (非現実) から話者に **realis** (現実相) と認められるものにも拡大されていることが観察される。

- (10) a. **Granted**, that the majority of men will sometime or other arrive at the knowledge of whatever truth is within the reach of man; they have not arrived at it yet, and till they have, it will not do to call them infallible. (...) Still, (...) (1837) (人類の多くがいつか手の届く真実の知識にたどり着くでしょう。まだたどり着いてはいないし、たどり着くまではそれを絶対確実な真実とは呼べないだろう (...) それでも...)

- b. **Granted** that the majority are able at last either to own or hire the modern house with all its improvements. While civilization has been improving our houses, it has not equally improved the men who are to inhabit them. (1854) (確かに多くの人が最終的には改築した近代的な家屋を所有するか賃貸できる。文明は家屋を向上させてきたが、その家屋に住む人間を同じようには向上させてきてはいない)
- c. **Granted** a good briar is rare, but when obtained what can beat it? (1901) (確かに((パイプに適している) 良いイバラはなかなか見つからないものの、手に入るならこれに勝るものはない。)
- d. **Granted** that she is jealous, **granted** that she doesn't always control her temper! (1907) (確かに彼女は嫉妬深いし、いつでも癪癪を押さえられるわけじゃない!)

仮定解釈においても **granted** 補文に非現実事態は生じる。しかし譲歩関係が可能になった場合、「たとえそうだったとしても」という非現実の仮定読みを残した譲歩解釈に加え、「たしかにそうだが、でも」と、事実を認めた上で別の観点からの意見を述べる、**realis** をもとにした展開が可能になると考えられる。

この **realis** を踏まえた譲歩解釈が一般的になることと平行して、**granted** だけを独立させた使用が可能になる。

- (11) a. It is palpable that the evil does not consist in over-population, but in unequal distribution. But you say, that it is difficult to bring about a more equal division without infringing the rights of property. **Granted**, for the sake of argument ; but do not confound this difficulty with another of quite an opposite character. (1847) (容易にわかることだが、災いは人口過密に宿るのではなく、人口が不均衡に散らばっていることにある。でもあなたがたは、資産の権利を侵すことなく等しい分配をもっと推し進めることは難しいというだろう。議論を進めるうえで、それを一応認めるとしよう。しかしその難しさを、もう一つ別の全く違った性質の困難さと混乱させてはならないのだ。)
- b. But, you will tell me, our race has equal rights to mingle in the American republic as the Irishman, the German, the Swede. **Granted**, they have. We ought to be free to meet and mingle. (1852) (しかしあなたは言うだろう、我々の人種はアメリカ社会でアイルランド人、ドイツ人、スウェーデン人として混じりあう権利を等しく持っている。確かにそうだ。我々は自由に会い混じりあうべきである)
- c. In my opinion, Miss Stearns has completely outplayed Miss Seaton. In fact she has always been the better player of the two. **Granted**, Miss Seaton is an excellent player, but Miss Stearns outclasses her. (1918) (スターンさんはシートンさんを完全にしのいでいる(…) 確かに、シートンさんは優秀なプレーヤーだが、スターンさんはその上を行っている)

単独要素としての **granted** は、もはや動詞 **grant** の過去分詞形 (**grant+ed**) という位置づけではなく、表現全体で「確かに」という話者の是認を示す認識的モダリティ副詞として機

能している。つまり、[grant][ed]→[granted]という構造の変化が生じていると考えられる。その現れとして、生起位置が自由になることが挙げられる。

- (12) a. To this you may be inclined to answer that social and moral conditions vary so in each city and town that the individual condition must be faced individually. **Granted**, but not to the extent you might wish. (1917) (この問題にはおそらくあなたはこう答えるだろう。社会的倫理的な条件は市や町ごとに異なるので、個々の条件については個々に対処すべきだと。確かにそうだ。しかしあなたが希望するほどには同意できない。)
- b. Speech gives rise to writing, **granted**. (1949) (言論は著述を生む。それは確かだ)
- c. ... nothing stands between the creation of a Male-Female Establishment but man's own prejudice---which, **granted**, is a tremendous barrier. It is not, however, impregnable. (男女平等体制をつくることに、なにも邪魔するものはないが、例外は男性自身の偏見で、それはとてつもない障壁である。しかし難攻不落ではない)

(12a)は文頭に生起しているが、(12b)のように文尾、そして(12c)のように文の主語と述部との間に生起する例が見られる。このように生起位置が自由となることは、**granted** 全体がチャンクとなって副詞的に機能していることの現れだとみなせる。

最後に、**granted** が表す意味関係自体も次第に拡大していくことに触れておきたい。**granted** は意味的な対比に基づく譲歩関係を表すのだが、その対比の関係には幅があり、厳格なものから緩いものまでさまざまである。(13a)は **capital** と **a ghost town** との語義的対比に基づいているが、(13b)は推論を介した命題間の対立となる。

- (13) a. **Granted**, (the town of) Gothic is the wildflower capital of the world. But Gothic is also a ghost town. (確かに、(コロラド州の) ゴシックの街は世界の野生植物の中心地だ。しかしはゴーストタウンでもある)
- b. Now, **granted**, consumers can bypass high price patented drugs for cheaper generics, exact chemical copies of the patented brand, but generics become available only when the 17-year patent expires. (ジェネリック薬を買えば高い値段を回避できる。しかし買えるのは17年の特許が切れた時だ)
- c. But I still didn't get why Rico hadn't told me, had decided instead to Trey on the problem. **Granted**, Trey was a former SWAT officer with martial arts training. But I was Rico's best friend. (2012) (なぜリコが その問題について私ではなくトレイに言おうと決めたかは今でもわからない。たしかにトレイは海軍での訓練経験のある元狙撃員だ。でも私だってリコの一番の友人なのだ。)

(13b)の **but** 以下「買えるのは17年後だ」と対比されているのは、**granted** で認めている「ジェネリック薬を買えば高い値段を回避できる」から推論的に導かれる「今高い値段を回避できる」である。このように推論が介在する度合いが高まると、「対比」という意味合いは薄れていく。(13c)のように、トレイが元狙撃員であることと、自分がリコの親友であることとが対比を成すのは、その問題を打ち明けるにふさわしい人物かどうかという文脈を

介して初めて成立するものであり、その命題自体に対立性が見いだせるわけではない。ここから、対立が命題的に保証されるものばかりではなく、推論を介して何らかの形で対立が導き出されれば、**granted** で命題を結び付けても良いことになる。

実際 **granted** が結びつける意味が、これまでの対比とは大きく異なるケースもある。

(14) a. Look what's happened in Eastern Europe. **Granted**. So let's not talk about censorship or the First Amendment for the next ten minutes. But in Western Europe, where fascism is rising at an appalling rate, suppression is hardly the problem. (COCA 1994)

b. "I withdraw that statement-but I don't withdraw my point. We've done plenty of work that couldn't be tested on animals first." "Fine. **Granted**." Lucinda had to collect her thoughts: Pavel had her completely rattled. "Let's not dance around the issue. Rewiring someone's political beliefs is destructive, not constructive. It attacks the integrity of the personality on a fundamental level, for no therapeutic reason. That makes it medically unethical." (COCA 2007)

「わかった」という是認の意味が **granted** に見られる。相手の発言の意図については認めたと、ということであるが、(14a/b)共に後続する内容を見ると「だからもうこれ以上この話題を続けるのはやめよう」という展開が共通している。つまり、相手の発言の意志や意図をいったん受け入れたうえで、それと対比させる形でさらに発言を続ける意志や意図を却下しようとしていると言える。対比構造は依然として引き継がれているものの、対比される内容が、命題で明示的に表されるものから、推論で得られる命題内容を経て、相手の発言意図というところにまで拡大されている。これが二回繰り返されることでさらに意味を強めた例が次の(15)にみられる。

(15) a. I tell you that a vital perception of what the Roman Empire really meant in its palmy days might have been good medicine for Germany. It might have taught her to make herself fit for power before seeking to grasp it." "**Granted, granted,**" broke in Hardman, impatiently poking the fire. "You can't say anything about Germany too severe to suit me. (1919)(ローマ帝国がその繁栄時代にどんな意味をもっていたかの認識はドイツにより楽だっただろう。権力をつかむより先にその権力に見合ったものにならねばならないと。Granted, granted.とハードマンが割って入った。ドイツのことは厳しすぎて私にはつらいんだ、あまり言うなよ。)

b. **WOMAN 2**: No man's supposed to put his hands on no woman. **DORTHA**: But he drove her to her death. **MARTELL-SR.**: OK. OK. OK. **Granted. Granted.** **WOMAN 2**: I don't care if she was on drugs. **MARTELL-SR.**: Hold it. Hold on. Hold on. **WOMAN 2**: I don't care if she was drunk. I don't care if she was out at 2:00 in the morning. No man puts his hands on no

woman. **MARTELL-SR**: **Granted**—**granted**, young lady —OK. No, no…  
(1996: COCA)

**granted** を二回続けることで、相手の発言意図を認め、なだめ、さらなる発言をやめさせようとする言語行為となっている。

以上の流れをまとめると、以下の表のようになる。

	表現形式	ホストクラス拡張	統語拡張	意味拡張
前構文変化	<b>NP [Grant+ed]</b>	名詞	文頭	因果関係
↓ 構文化	<b>[Grant+ed] that SV, (S V)</b>	文		仮定関係
	<b>[Grant(+)<b>ed</b>] that SV. (BUT SV)</b>			譲歩関係
↓ 構文変化	<b>[Granted], SV. (SV)</b>		文頭/文中/ 文尾	認識的是認
	<b>[Granted].</b>	限定なし		話題転換

[grant]という動詞の過去分詞+[ed]と分析される形式で、かつ意味もそれに対応していたものが、共起するホストクラスが名詞から **that** 節という文形式へと拡大されるにつれ、意味関係も因果関係・仮定関係から譲歩関係を表すように変化した。譲歩関係が出現することで **granted** 節が **realis** 事態を表せるようになり、そこから **granted** が認識的是認を表す標識として定着することとなった。また、対比に基づく譲歩関係が次第に緩められ、最終的には相手の発話意図を是認しつつもそれ以上の発言を遮ろうとする話題転換としての機能が出現することとなった。

### 3. 構文としての談話マーカー

ここまで見てきたように、**speaking of which** と **granted** は、それぞれ現在分詞由来、過去分詞由来と違いがあるにもかかわらず、共通性を持っている。それは、いずれも話題を転換させるという役割を果たす方向へ変化している、ということである。形式も異なるのに、結果的に同じような方向へと意味変化をしているのは、なぜなのだろうか。

ここではその動機づけの一つとして、いずれもが懸垂分詞由来であることに求められると想定したい。懸垂分詞構文は、「概念化者がある知覚認識行為を行った結果、ある結果状態を発見する」という意味を構文的に表している(早瀬 2009)。この「発見」という解釈は、それまでの認識からの「転換・変化」という意味合いも持っている。**Speaking of which** にせよ、**granted** にせよ、その表現の前後の文脈が展開するパターンは、まさにこの懸垂分詞構文が見せる転換のパターンそのままを受け継いでいる。つまり、懸垂分詞の「主客合一型事態把握による認識変化表現」が、その後の懸垂分詞の話題転換機能を動機づけている、と考えられる。

懸垂分詞構文の構文的意味が、懸垂分詞の意味変化の方向性のある程度決めている、という、ここでの想定が正しければ、他の懸垂分詞由来の表現にもそのような展開が見られるこ

とが予想される。実際に、**talking of which** (早瀬 2016) や **having said that** (大橋 2013) やその他 **given that** にも同じような話題転換の事例が近年になってみられる。また使われる動詞としては発話関連動詞を中心としてこのような構文化例が見られる。類型論的に見ても、発話関連動詞由来のものに話題転換機能が発展することが報告されているので、それとの関連性、共通性も考えられる。これらの点については、稿を改めて論じることとしたい。

#### 4. まとめ

本稿では、懸垂分詞由来の表現が話題を転換する方向へと意味変化することを、具体的に2つの事例の変遷を考察することで確認した。**Speaking of which** も **granted** も、その内部の構成が変わることで全体として一つのチャンクとしての機能をもつようになる。さらに、その前後の文脈が、懸垂分詞およびその主節の展開を反映するパターンになっていることから、懸垂分詞構文の発見の意味がその変化の方向性の動機づけとなっている可能性を示唆した。

付記：この論考は科学研究費（基盤（C）No.26370564）の助成を受けている。

#### 参考文献

- Bybee, J. L. (2013) "Usage-Based Theory and Exemplar Representation." T. Hoffman and G. Trousdale (eds.) *The Oxford Handbook of Construction Grammar*, Oxford University Press, 49-69.
- Givón, T. (1995) *Functionalism and Grammar*. Amsterdam: John Benjamins.
- Goldberg, A. (1995). *Constructions: A Construction Grammar Approach to Argument Structure*. Chicago: University of Chicago Press.
- Goldberg, A. (2006). *Constructions at Work: The Nature of Generalization in Language*. Oxford: Oxford University Press.
- 早瀬尚子 (2009) 「懸垂分詞構文を動機づける「内」の視点」坪本篤朗・早瀬尚子・和田尚明（編）『「内」と「外」の言語学』開拓社, 55-97.
- Hayase, N. (2011) "The Cognitive Motivation for the Use of Dangling Participles in English" In *Motivation in Grammar and the Lexicon: Cognitive, Communicative, Perceptual and Socio-cultural Factors*, G. Radden and K. U. Panther (eds.), Amsterdam/Philadelphia: John Benjamins, 89-106.
- Hayase, N. (2014) "The Motivation for Using English Suspended Dangling Participles: A Usage-Based Development of (Inter)subjectivity," E. Coussé and F. Mengden (eds.) *Usage-Based Approaches to Language Change*, a series of *Studies in functional and structural linguistics*, John Benjamins, 117-145.
- 早瀬尚子 (2015) 「懸垂分詞を元にした談話機能化について—**granted** の意味機能変化—」深田智・西田光一・田村敏広（編）『言語研究の視座』開拓社 310-323.
- 早瀬尚子 (2016) 「分詞構文が懸垂分詞構文になるとき：コメント機能成立の条件」『認知機能言語学 II』

- 大阪大学言語文化研究科研究プロジェクト,21-30.
- 早瀬尚子 (近刊) 「分詞表現の談話標識化とその条件—懸垂分詞からの構文化例」早瀬尚子・天野みどり (編) 『構文の意味と拡がり』くろしお出版.
- Hopper, P. and E. C. Traugott (2003<sup>2</sup> [1993]) *Grammaticalization*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Huddleston, R. and G. K. Pullum (2002) *The Cambridge Grammar of the English Language*, Cambridge University Press.
- Kawabata, T. (2003) “On the Development of *Considering*: The Prepositional, Conjunctive and Adverbial Usages,” in *Studies in Modern English: The Twentieth Anniversary Publication of the Modern English Association*, Eichosha, 139-152.
- 川端朋宏 (2010) 「Granted の談話標識用法」吉波弘他 (編) 『英語研究の次世代に向けて—秋元実治教授定年退職記念論文集』ひつじ書房、383-395.
- Kortmann, B. and E. König (1992) “Categorical Reanalysis: The Case of Deverbal Prepositions.” *Linguistics* 30, 671-697.
- 大橋浩 (2013) 「Having said that をめぐる覚え書き」大橋浩他 (編) 『言語学をめぐる眺望』九州言語学会, 12-27.
- Quirk, R., S. Greenbaum, G. Leech and J. Svartvik (1985) *A Comprehensive Grammar of the English Language*, Longman.
- Traugott, E. C. (2012) “Intersubjectification and Clause Periphery,” *English Text Constructions* 5-1: 7-28.
- Traugott, E. C. and G. Trousdale (2013) *Constructionalization and Constructional Changes*, Oxford University Press.
- 山内昇(2015) 「Speaking of の使用条件に関する記述的考察」『英語語法文法研究』12号 183-199.